

新規入園用

令和8年度

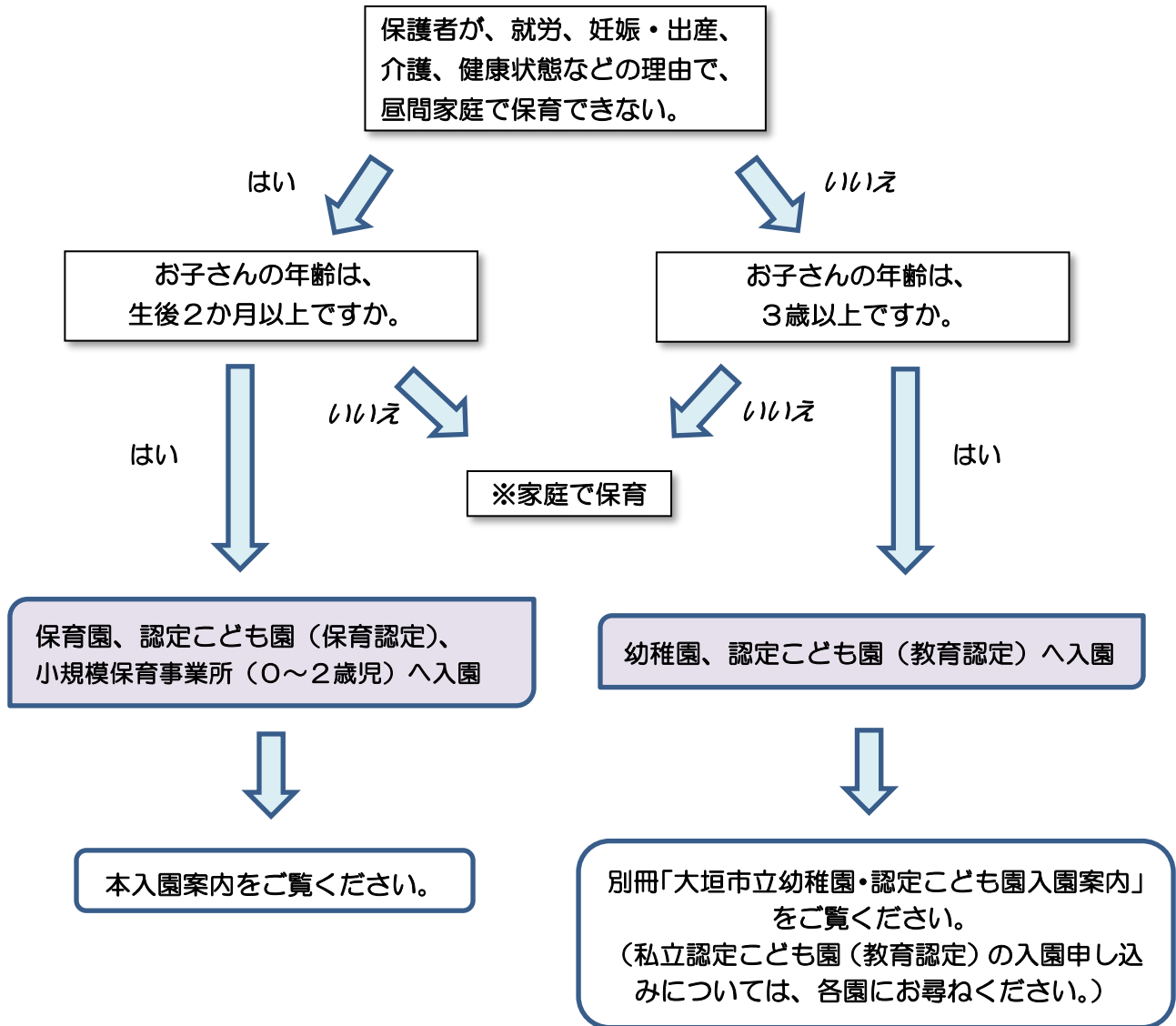
**保育園・認定こども園・
小規模保育事業所
入園案内**



大垣市こども未来部保育課

入園選択フローチャート

※ 令和8年4月1日現在で選択してください。



※「家庭で保育」の場合
各種子育て支援サービスがあります。
詳しくは、「子育て支援アプリ」をご活用ください。（入園案内の最終ページ参照）

《 も く じ 》

◇入園の流れ◇

第1次募集の流れ	・・・・・・・・・・1
第2次募集の流れ	・・・・・・・・・・2
第3次募集の流れ	・・・・・・・・・・3
年度途中（5月～3月）入園の流れ	・・・・・・・・・・4

◇詳細◇

I 子ども・子育て支援制度について	・・・・・・・・・・5
II 入園基準について	・・・・・・・・・・6
III 入園の申し込みに必要な書類について	・・・・・・・・・・7～8
IV 利用料（保育料等）について	・・・・・・・・・・9～11
V 選考基準について	・・・・・・・・・・11～12

◇記入例◇

支給認定申請書兼入園申込書 記入例	・・・・・・・・・・13～14
就労証明書 記入例	・・・・・・・・・・15～16
状況証明（申出）書 記入例	・・・・・・・・・・17～18

◇資料◇

保育園等と幼稚園等の比較表	・・・・・・・・・・19
保育園・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業所一覧表	・・・・・・・・・・20
保育園・認定こども園・幼稚園等 配置図	・・・・・・・・・・21
保育施設・幼稚園 情報等 大垣市 HP QRコード一覧	・・・・・・・・・・22

第1次募集の流れ

申し込みができるのは、1園のみです。複数の園へ同時に申し込まれた場合、すべての園の受付を取り消すことがあります。

申込書・その他必要書類の様式については、市ホームページからダウンロードできるほか、保育課または各園で配布しています。（記入例は、13～18ページをご確認ください。）

①入園を希望する園の決定

市ホームページで募集人数（令和7年10月1日公表予定）を確認し、入園を希望する園を決定してください。

②申込書の提出 ※入園基準などの詳細は、6ページをご確認ください。

「支給認定申請書兼入園申込書」を入園を希望する園に提出してください。

提出期日：令和7年 10月 8日（水）～10月10日（金） 午前9時～12時

③必要書類の提出 ※必要書類・利用料などの詳細は、7～11ページをご確認ください。

「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」などの必要書類を入園を希望する園に提出してください。

提出期日：令和7年10月29日（水）～10月31日（金） 午前9時～12時

提出書類：就労証明書、状況証明（申出）書、世帯の状況により必要な書類、
利用料（保育料等）の決定に必要な書類

④選考有無のお知らせ ※選考基準などの詳細は、11～12ページをご確認ください。

入園申込者数が、定員を超えた場合は、優先度に基づく選考を行います。

選考の有無は、10月末頃に市のホームページに掲載するほか、必要書類の提出の際（10月29日～31日）に園からお知らせします。

⑤選考結果のお知らせ

選考が有の場合、11月中旬頃（予定）に選考結果通知を各家庭へ郵送します。

（選考が無の場合、通知等は発送されません。）

⑥決定通知書・支給認定証等の交付

審査に時間を要することから、3月下旬頃に各家庭へ郵送します。

◆第1次募集スケジュール◆

区 分	期 日	提出書類	場 所
（募集人数の公表）	（10/1）	—	（市ホームページ）
申込書の提出	10/8（水） ～10/10（金）	申込書	入園を希望する園
必要書類の提出	10/29（水） ～10/31（金）	就労証明書（状況証明 書）・その他必要書類	入園を希望する園
（選考 有無 のお知らせ）	（10月末頃）	—	（市HPなど）
（選考 結果 のお知らせ）	（11月中旬頃）	—	（郵送）
（決定通知書・ 支給認定証等の交付）	（3月下旬頃）	—	（郵送）

第2次募集の流れ

申し込みができるのは、1園のみです。複数の園へ同時に申し込まれた場合、すべての園の受付を取り消すことがあります。

申込書・その他必要書類の様式については、市ホームページからダウンロードできるほか、保育課または各園で配布しています。（記入例は、13～18ページをご確認ください。）

①入園を希望する園の決定

市ホームページで募集人数（令和7年11月中旬頃公表予定）を確認し、入園を希望する園を決定してください。

②申込書及び必要書類の提出 ※詳細は、6～11ページをご確認ください。

「支給認定申請書兼入園申込書」及び「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」などの必要書類を**入園を希望する園**に提出してください。

提出期日：令和7年 **11月25日（火）～11月26日（水）** **午前9時～12時**

提出書類：申込書、就労証明書、状況証明（申出）書、世帯の状況により必要な書類、利用料（保育料等）の決定に必要な書類

※第1次募集で落選した方は、選考結果通知に同封する「入園申込書（簡易版）」の提出のみでかまいません。（就労状況等に変更があれば、該当書類を再度ご提出ください。）

③選考結果のお知らせ ※選考基準などの詳細は、11～12ページをご確認ください。

入園申込者数が、定員を超えた場合は、優先度に基づく選考を行います。

12月上旬頃（予定）に選考結果通知を各家庭へ郵送します。

④決定通知書・支給認定証等の交付

審査に時間を要することから、3月下旬頃に各家庭へ郵送します。

◆第2次募集スケジュール◆

区 分	期 日	提出書類	場 所
（募集人数の公表）	（11月中旬頃）	—	（市ホームページ）
申込書・必要書類の提出	11/25（火） ～11/26（水）	申込書・就労証明書（状況証明書）・その他必要書類	入園を希望する園
（選考結果のお知らせ）	（12月上旬頃）	—	（郵送）
（決定通知書・支給認定証等の交付）	（3月下旬頃）	—	（郵送）



第3次募集の流れ

第1次募集・第2次募集と異なり、先着順で入園が決定します。
申込時に必要書類の提出がない場合、受付ができませんのでご了承ください。
※保育課窓口に並んだ順に受付を行います。
市役所玄関に並んだ順ではありませんのでご注意ください。

申込書・その他必要書類の様式については、市ホームページからダウンロードできるほか、保育課または各園で配布しています。（記入例は、13～18ページをご確認ください。）

①入園を希望する園の決定

市保育課への電話などにより募集人数（令和7年12月12日頃公表予定）を確認し、入園を希望する園を決定してください。

※申込状況により募集人数が変動することから、市ホームページでの公表は行いません。

②申込書及び必要書類の提出 ※詳細は、6～11ページをご確認ください。

「支給認定申請書兼入園申込書」及び「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」などの必要書類を市保育課に提出してください。

提出期日：令和7年12月15日（月）～ 午前8時30分～午後5時15分

提出書類：申込書、就労証明書、状況証明（申出）書、世帯の状況により必要な書類、利用料（保育料等）の決定に必要な書類

③決定通知書・支給認定証等の交付

作成に時間を要することから、3月下旬頃に各家庭へ郵送します。

◆第3次募集スケジュール◆ ※先着順

区 分	期 日	提出書類	場 所
（募集人数の公表）	（12/12 頃から随時）	—	（保育課へTel）
申込書・必要書類の提出	12/15（月）～	申込書・就労証明書（状況証明書）・その他必要書類	保育課
（決定通知書・支給認定証等の交付）	（3月下旬頃）	—	（郵送）

★保育園等に入園できないことを証明する書類について★

希望の保育園等が定員超過のため入園できない場合、「保育所等の利用ができない旨の通知（保育の実施状況について）」を発行しています。

必要な場合は、入園希望月の受付期間中に、市保育課に申し込みください。

（4月入園については令和8年2月12日～令和8年3月19日の期間）

※入園希望月の受付期間中に申し込みがない場合、申込日を遡っての受付はできません。

（育児休業や育児休業給付金の延長手続きの詳細は、就労先またはハローワークへお問い合わせください。）

年度途中（5月～3月）入園の流れ

第3次募集と同様、先着順で入園が決定します。

申込時に必要書類の提出がない場合、受付ができませんのでご了承ください。

申込書・その他必要書類の様式については、市ホームページからダウンロードできるほか、保育課で配布しています。（記入例は、13～18ページをご確認ください。）

①入園を希望する園の決定

市保育課への電話などにより空き状況を確認し、入園を希望する園を決定してください。

※申込状況により空き状況が変動することから、市ホームページでの公表は行いません。

②申込書及び必要書類の提出 ※詳細は、6～11ページをご確認ください。

「支給認定申請書兼入園申込書」及び「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」などの必要書類を市保育課に提出してください。

提出期日：入園月の前々月21日～前月20日（土日・祝日の場合は直前の平日）

午前8時30分～午後5時15分

※ただし、3月入園の受付期間は、前月の10日までです。

提出書類：申込書、就労証明書、状況証明（申出）書、世帯の状況により必要な書類、利用料（保育料等）の決定に必要な書類

③決定通知書・支給認定証等の交付

園を通じて、入園後に配付します。

【受付期間（予定）】

入 園 月	受付期間（予定）
5月入園	令和8年 3月23日～令和8年 4月20日
6月入園	令和8年 4月21日～令和8年 5月20日
7月入園	令和8年 5月21日～令和8年 6月19日
8月入園	令和8年 6月22日～令和8年 7月17日
9月入園	令和8年 7月21日～令和8年 8月20日
10月入園	令和8年 8月21日～令和8年 9月18日
11月入園	令和8年 9月24日～令和8年10月20日
12月入園	令和8年10月21日～令和8年11月20日
1月入園	令和8年11月24日～令和8年12月18日
2月入園	令和8年12月21日～令和9年 1月20日
3月入園	令和9年 1月21日～令和9年 2月10日

※3月入園は、受付期間が短くなっていますので、ご注意ください。

※11月以降入園の方は、来年度継続入園の対象とはなりません。

（別途新年度入園の申し込みが必要となります。）

Ⅰ 子ども・子育て支援制度について

保育園、認定こども園（保育認定）及び小規模保育事業所（以下「保育園等」という。）を利用するには、入園手続きの際に支給認定申請書を提出し、以下の区分のとおり教育・保育の必要性、年齢に応じた支給認定を受けることが必要になります。

◆支給認定区分とその内容◆

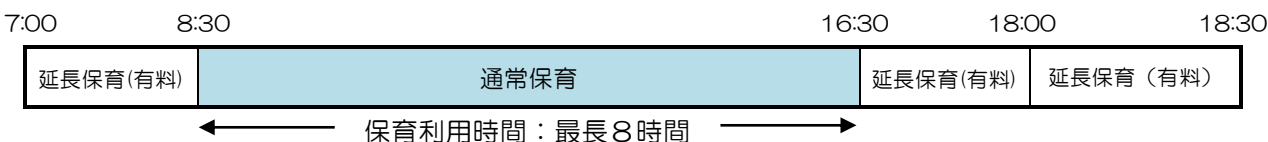
子どもの年齢	家庭の状況	認定区分	利用できる施設
満 3 歳以上	教育を希望する場合	1 号認定	幼稚園 認定こども園(教育認定)
満 3 歳以上	保護者の就労や疾病等により 保育を希望する場合	2 号認定	保育園 認定こども園(保育認定)
満 3 歳未満	保護者の就労や疾病等により 保育を希望する場合	3 号認定	保育園 認定こども園(保育認定) 小規模保育事業所

◆保育短時間・保育標準時間について（２・３号認定）◆

①保育短時間

原則的な保育時間（８時間）です。

【例：丸の内こども園（公立）の場合】



②保育標準時間

1 か月の就労時間が 120 時間以上（休憩時間除く）の場合は、就労状況に応じて、最長 11 時間の利用が可能です。

（1 か月の就労時間は、父母等のうち、短い方の就労時間を適用します。）

【例：丸の内こども園（公立）の場合】



※通常保育時間及び開所時間は園ごとに異なります。（20 ページ参照）

※保育時間は、最大限利用できる時間です。実際の利用にあたっては、就労時間等を踏まえた必要最低限の時間のみご利用いただけます。

◆延長保育の利用について◆

延長保育の利用にあたっては、別途、園への申し込みが必要となります。

30分につき150円（一部の園を除く）の延長保育料が、別途必要です。

II 入園基準について

保育園等は、保護者（両親と別居している場合等には児童を養育している者）が働いていたり、病気などのために家庭で保育できない（保育を必要とする）乳幼児を保護者に代わって保育するところです。

したがって、集団生活を体験させるため、下のお子さんに手がかかるため、等の理由では入園の対象となりませんので、ご注意ください。

◆保育園等への入園基準◆

保育園等へ入園ができる方は、大垣市の住民（入園月の1日時点）で、保護者が次のいずれかの事情に該当し、家庭で乳幼児を保育することができないと認められる場合です。

区 分	内 容
就 労	月 60 時間以上（休憩時間含む）の就労が必要です。 （目安：1 日 4 時間以上かつ月 15 日以上）
居宅外労働	児童の保護者が家庭の外で日常的に仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
居宅内労働	児童の保護者が家庭で日常的に家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 →入園期間は、産前（出産予定日）6 週間前（多胎妊娠の場合 14 週間前）の月初から、産後（出産日）8 週間後の月末までです。
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
介 護 等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があり、家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
就 学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 →入園期間は3か月です。ただし、入園3か月目の20日までに就労証明書の提出があれば、入園期間の延長が可能です。

※ 就労等で入園し、育児休業を取得する場合、保護者のご希望により、通園を継続することが可能です。なお、3歳未満児については、保護者が育児休業中の新規入園はできません。また、育児休業明けで職場に復帰する際には、入園の予約受付制度がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。保育課へお問い合わせください。

Ⅲ 入園の申し込みに必要な書類について

◆支給認定申請書 兼 入園申込書 （必須）

◆家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類 （必須）

父・母（両親と別居している場合等には児童を養育している方） … 各 1 枚

就労等の状況に応じて、次の必要書類及び添付書類を提出してください。

※提出がない場合、入園の受付ができません。

（内容によっては、別途証明書等の提出を求める場合がありますのでご了承ください。）

区 分		必要書類	添付書類
就 労	外勤 (正職員、パート、派遣社員、役員等)	就労証明書	(なし)
	自営 (個人事業主、フリーランス等)		確定申告書・開業届の写しなど (運営状況が確認できるもの) ※
	内職		直近 1 か月分の 支払明細書等の写しなど
妊娠・出産		状況証明（申出）書	母子健康手帳の写しなど (出産予定日のわかるもの)
疾病（療養）			医療機関の診断書など
障 が い	身体障害者手帳 1・2・3級、療育手帳 A・B、 精神障害者保健福祉手帳 1・2級		身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の写し
	その他		医療機関の診断書など
介 護 等	身体障害者手帳 1・2・3級、療育手帳 A・B、 精神障害者保健福祉手帳 1・2級、 要介護認定 1～5		身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 介護保険被保険者証の写し
	その他		医療機関の診断書など
災害復旧			罹災証明書
就学			在学証明書・ 学生証の写しなど
求職活動			(なし)

※開業届については、開業した当年度に限ります。

次年度以降は、確定申告書など、運営状況が確認できるものをご提出ください。

◆世帯の状況により必要な書類（該当世帯のみ）

世帯の状況に応じて、該当する場合は、次の必要書類を提出してください。

※提出がない場合、利用料（保育料等）の減免がなされない場合があります。

区 分	必要書類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写し、または 母子・父子家庭等医療費受給者証の写し
身体障害者等在宅世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 特別児童扶養手当認定通知書などの写し

◆利用料（保育料等）の決定に必要な書類（該当世帯のみ）

世帯の状況に応じて、該当する場合は、次の必要書類を提出してください。

※提出がない場合、利用料（保育料等）を最高階層等に設定することがあります。

区 分	必要書類
令和 7 年 1 月 2 日以降に、大垣市に転入した場合※	令和 7 年度 市町村民税所得課税証明書
令和 7 年 1 月 1 日時点で、 父・母が単身赴任等で市外に住所を有する場合	
令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに、 父・母が海外赴任等により海外での収入がある場合	令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 海外での収入状況を証明するもの

※令和 7 年 11 月 1 日時点で大垣市に住所を有する方で、認定申請時に個人番号（マイナンバー）を記入いただいた場合は、原則省略可となります。（マイナンバー制度による情報連携で情報が確認できなかった場合は、後日、必要書類を依頼する場合があります。）

- 令和 7 年度市町村民税所得課税証明書については、令和 7 年 10 月 1 日現在、いずれかの園に兄弟姉妹が在園しており、令和 7 年度中に既にご提出いただいている場合は、あらためて提出していただく必要はありません。
- 所得課税証明書については、令和 7 年 1 月 1 日に居住していた市町村で発行できます。
- 父母の収入が一定基準に満たない場合、同居の祖父母の書類が必要になる場合があります。（ご不明な点は、保育課までお尋ねください。）
- 海外での収入状況を証明するものは、勤務先で発行する給与証明書や年間分の給与明細などです。
- 令和 8 年 9 月からの利用料（保育料等）の決定に必要な書類の提出については、7 月頃に園を通じてご案内します。（例：令和 8 年 1 月 2 日以降に、大垣市に転入した場合：令和 8 年度市町村民税所得課税証明書の提出が必要）

★注意事項★

- 申込書は、入園を希望する園児 1 人につき 1 部必要ですが、その他の書類については、各家庭において 1 部で結構です。
- 必要書類が提出されない場合は、入園の意思がないものと解釈し、入園の受付を取り消すことがありますのでご注意ください。

Ⅳ 利用料(保育料等)について

◆算定方法◆

- ・利用料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額を基に決定します。

（利用料算定の市町村民税額には、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除などは適用（控除）しません。）

※父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。

※海外赴任等で海外での収入がある場合は、その収入も含めて利用料（保育料等）を算定します。

※市では、毎年度利用料徴収基準額を定めています。令和7年度保育園等利用料徴収基準額表を参考にしてください。（10～11 ページ参照）

- ・令和8年4～8月分の利用料は、令和7年度市町村民税額（R6.1.1～R6.12.31 の収入を基に算定）、令和8年9月～令和9年3月分の利用料は、令和8年度市町村民税額（R7.1.1～R7.12.31 の収入を基に算定）を基に決定します。

※税情報が確認できない場合（未申告等）は、申告や必要書類の提出を依頼することがあります。また、申告や必要書類の提出が期限までにない場合は、実際よりも保育料等を高く（最高階層等に）設定することがあります。

- ・令和8年4月1日現在の満年齢によるクラス年齢の区分で算出します。
- ・その他、徴収基準額に応じ、多子軽減があります。令和7年度保育園等利用料徴収基準額表を参考にしてください。（10～11 ページ参照）

◆納付方法◆

区 分	施 設	納付方法	振替日
保育料 （3歳未満児）	公立保育園・公立認定こども園 ・私立保育園	原則、口座振替	原則、毎月月末
	私立認定こども園・ 小規模保育事業所	各園の指定する方法で、期日までに直接支払い	
副食費 （3歳以上児）	公立保育園・公立認定こども園	原則、口座振替	原則、毎月月末
	私立保育園・私立認定こども園	各園の指定する方法で、期日までに直接支払い	

※振替口座の変更を希望する場合は、希望する月の前月末までに申請してください。

◆幼児教育・保育の無償化◆

令和元年10月から、主に3歳児から小学校入学前までの幼児教育・保育が無償化されています。また、0歳児から2歳児は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。ただし、実費として徴収されている費用（給食費、バス代、教材費等）については、無償化の対象外となります。

令和7年度 保育園等利用料徴収基準額表（3号認定）（3歳未満児）

入所児童の属する世帯の階層区分				利 用 料 （円）	
階 層	徴 収 基 準			保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A階層	生 活 保 護 世 帯			0	0
B階層	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯		B1	0	0
C階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円未満	C1	12,600	11,700
		48,600 円以上 57,700 円未満	C2-1	18,500	17,600
		57,700 円以上 63,000 円未満	C2-2		
		63,000 円以上 97,000 円未満	C3	20,500	19,600
		97,000 円以上 133,000 円未満	C4	27,500	26,600
		133,000 円以上 169,000 円未満	C5	30,300	29,400
		169,000 円以上 301,000 円未満	C6	35,700	34,800
		301,000 円以上 397,000 円未満	C7	37,100	36,200
		397,000 円以上	C8	38,500	37,600

【多子軽減】

- ① A階層、B階層の世帯の保育料は無料です。
- ② C1階層及びC2-1階層の世帯については、生計を一にする子どものうち、年齢の高い順に数えて2人目の児童は6割軽減、3人目以降の児童は無料です。
- ③ C2-2階層及びC3階層の世帯については、18歳未満（※）の児童を3人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて3番目以降の児童は無料です。
- ④ C階層（①又は②に該当する世帯を除く）の世帯については、同一世帯で2人以上同時に保育園、幼稚園、認定こども園などの特定教育・保育施設等に入所している場合は、年齢の高い順に数えて2人目の児童は6割軽減、3人目以降の児童は無料です。
- ⑤ C階層（①又は②に該当する世帯を除く）の世帯については、18歳未満（※）の児童を3人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて3番目以降で、3歳未満の児童は無料です。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

<減免規定>

○B1階層、C1階層、C2-1階層、C2-2階層及びC3階層（市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る）の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯については、利用料が減免となります。

- ・ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯）
- ・在宅障がい児（者）のいる世帯
- ・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

入所児童の属する世帯の階層区分				利 用 料 （円）	
階 層	徴 収 基 準			保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
B階層	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯		B0	0	0
C階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円未満	C0	6,300	5,850
		48,600 円以上 63,000 円未満	C0-2	9,000	8,700
		63,000 円以上 77,101 円未満	C0-3	9,000	8,700

【多子軽減】

減免規定に該当する世帯については、生計を一にする子どものうち、年齢の高い順に数えて2人目以降の児童は無料です。

令和7年度 保育園等利用料徴収基準額表（2号認定）（3歳以上児）

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料が無料となりましたが、副食費は、園による実費徴収となります。副食費の金額については、別紙通知書でご確認ください。

入所児童の属する世帯の階層区分			副 食 費 （ 円 ）	
階 層	徴 収 基 準		公 立 施 設	私 立 施 設
A階層	生 活 保 護 世 帯		0	0
B階層	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯		0	0
C階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	57,700 円未満（※）	0	0
		57,700 円以上	4,500	各園が定める金額

（※）ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満世帯となります。

【多子軽減】

- ⑥ C 階層の市町村民税所得割額が 57,700 円以上の世帯については、同一世帯内の小学校就学前の児童のうち、最年長の児童から数えて第 3 子以降に該当する児童は無料です。
- ⑦ C 階層の市町村民税所得割額が 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯については、18 歳未満（※）の児童を 3 人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて 3 番目以降の児童は無料です。

※ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間

V 選考基準について

入園申込者数が定員を超えた場合は、次の基準に基づき優先度を判定し、優先度が高い世帯の児童から順に入園となります。

- 優先度は、選考基準表（次ページ）の SS・S・A・B・C・D・E の順に入園の優先度が高いものとしします。
- 優先度の判定にあたっては、父母（児童を養育している者）のうち、順位の低い優先度を適用します。ただし、父母のいずれかが「保育士等として市内の認可保育所等で就労」している場合、順位の高い優先度を適用します。
- 居宅内・外労働（育休除く）、就学は、月 60 時間以上（目安：1 日 4 時間以上かつ月 15 日以上）の就労等が前提となります。
- 10/1 現在の在園児で、来年度継続児童及びその兄弟姉妹は、選考の対象とせず優先的に継続（入園）することができます。ただし、次の場合は、継続（入園）できないことがあります。
 - ①来年度継続児童及びその兄弟姉妹であっても、入園基準を満たさない場合は、継続（入園）できません。
 - ②兄弟姉妹の入園申込者数が定員を超えた場合は、兄弟姉妹内で優先度を判定し、選考を行います。

※ 書類の不備、未提出は、優先度の判定ができないため、選考の対象外となり、入園できないことがありますので、ご注意ください。

選 考 基 準 表

〔基準日：令和8年4月1日〕

形 態			内 容		優 先 度
居宅外 労働	外 勤 育休中（予定）は (5)・(6)		(1)	保育士等として市内の 月 120 時間以上（休憩時間除く）	SS
			(2)	認可保育所等で就労 月 120 時間未満（休憩時間除く）	S
			(3)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A
			(4)	その他	B
	外 勤 R8.4.1 時点で 育休予定		(5)	入園児童が3歳以上児の場合 ※R8.5.7までに復帰する場合は(1)～(4)となります	D
			(6)	入園児童が3歳未満児の場合 ※R8.5.7までに職場復帰する場合は(1)～(4)となります ※産前産後は、(14)となります	入園できません
	自 営 (個人事業主、 フリーランス等)	自営業主、 自営業専従者等	(7)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A
		家族従業者等	(8)	その他	B
			(9)	就労時間に関わらず一律	B
居宅内 労働 (隣接含む)	自 営 (個人事業主、 フリーランス等)	自営業主、 自営業専従者等	(10)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A
		家族従業者等	(11)	その他	B
			(12)	就労時間に関わらず一律	C
	内 職		(13)	就労時間に関わらず一律	C
出 産			(14)	産前6週(※)、産後8週の期間内 (※多胎妊娠の場合、14 週)	A
障 が い			(15)	保護者が障がい保育困難（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1 級程度）	A
			(16)	保護者が障がい保育困難（その他）	B
療 養			(17)	入院、常時寝ている必要がある	A
			(18)	その他病気療養のため保育困難	B
介 護 等	重 度		(19)	親族の介護等のため保育困難（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1 級、要介護4・5 程度)	A
	中等度		(20)	親族の介護等のため保育困難（身体障害者手帳3級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳2 級、要介護3 程度）	B
	軽 度		(21)	親族の介護等のため保育困難（その他）	C
災害復旧			(22)	災害等で家を失ったり破損したため保育困難	A
就 学			(23)	学校へ通うため	B
求職活動			(24)	就労先を探したい	E

○優先度が同一の場合は、以下の順に入園となります。

- ①生活保護世帯、②ひとり親世帯等、③産休・育休復帰に伴い入園する世帯、
- ④保育園等に入園申し込みした児童が多い世帯、⑤養育している18歳未満の児童が多い世帯、
- ⑥住所地の小中学校区にある保育園に申し込んだ世帯、⑦経済的状況(前年分の父母等の合計所得金額)が低い世帯

台 帳 番 号		
兄弟台帳番号		

令和 8 年度

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書（2・3号認定用）

代理人が申請書を提出する場合は、裏面の委任状に記入してください。

年10月8日

保護者名	大垣 春雄	
住 所	大垣市 丸の内2丁目	日中電話対応可能な保護者の連絡先を記入してください
電話番号	090-1234-5678	自宅 携帯 父 母
令和7年1月1日現在の住所	1 上記と同じ 2 その他 (〇〇県〇〇市1-2-3 〇〇101号)	

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな) おおがき たろう 大垣 太郎	生年月日 (R8.4.1 現在の満年齢)	性 別	保育園等 在園経験	身障手帳 等の有無
		個 人 番 号	続 柄		
		令和 3 年 5 月 5 日 (満 4 歳)	男 ・女	有 (〇〇保育園) 無	無 有 (級)
		0 1 2 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第 2 子		

①世帯の状況

区分	氏 名	子ども との続柄	生 年 月 日		性別	勤務先(職業)・学校名等	備考						
			個 人 番 号										
子どもの世帯員 (本人を除く。)	(ふりがな) おおがき はるお 大垣 春雄	父	令・平・昭	59 年 4 月 4 日							男	〇〇商事	同居
	1 2 3									女	別居		
	(ふりがな) おおがき なつこ 大垣 夏子	母	令・平・昭	61 年 8 月 8 日							男	喫茶〇〇	同居
	2 3 4									女	別居		
	(ふりがな) おおがき あきお 大垣 秋雄	祖父	令・平・昭	34 年 10 月 10 日							男	〇〇建設	同居
	3 4 5									女	別居		
	(ふりがな) おおがき ひめこ 大垣 冬子	祖母	令・平・昭	38 年 12 月 12 日							男	無職	同居
4 5 6								女	別居				
(ふりがな) おおがき はなこ 大垣 花子	姉	令・平・昭	29 年 3 月 3 日							男	〇〇小学校	同居	
5 6 7									女	別居			
(ふりがな)			令・平・昭	年 月 日							男		同居
											女		別居

家庭の状況

☐ひとり親家庭（児童扶養手当の受給 有 ・ 無）
☐生活保護の適用（ 年 月 日開始）
☐障がい児(者)のいる世帯（氏名）

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで		
利用を希望する 施 設 名	〇〇〇〇園	希望理由	☒ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 通勤経路 ☐ 兄弟入所 ☐ その他()

③保育を必要とする理由等

	続柄	必要とする理由
保育を必要とする理由 (続柄に○印)	父 [○] 母 その他()	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ その他()
	父 母 [○] その他()	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ その他()
希望する利用時間	☒ 保育短時間	(原則的な保育時間 8 時間)
	☐ 保育標準時間	(開園から 11 時間)：父母等の 1 か月の就労時間が 120 時間以上必要

※育休中、求職活動中については、保育短時間となります。

支給認定申請書兼入園申込書の記入方法（新規用）

（園児 1 人につき 1 枚必要です）

- 1 満年齢は令和8年4月1日現在で記入してください。
- 2 「世帯員」は、入園児童以外の同居家族を全員記入してください。
※父・母については、別居の場合（単身赴任等）であっても記入してください。
※住民票上の世帯を分けている場合（世帯分離など）であっても、同居している（住所が同じ）場合は、記入してください。
- 3 「ひとり親家庭」、「生活保護の適用」、「障がい児（者）のいる世帯」欄については、該当する場合は必ず記入してください。
また、世帯の状況により必要な書類（8ページ参照）を添付してください。
※記入・提出がない場合、利用料（保育料等）の減免がなされない場合があります。
- 4 「利用希望期間」は、「保育を必要とする理由」に照らして、家庭で保育できないと見込まれる期間を記入してください。

＜期間の一覧表＞

入所時の年齢	小学校就学前まで
0歳	令和14年3月31日まで
1歳	令和13年3月31日まで
2歳	令和12年3月31日まで
3歳	令和11年3月31日まで
4歳	令和10年3月31日まで
5歳	令和9年3月31日まで

- 4 「利用を希望する施設名」及び「希望理由」は、第1希望の施設名を記入し、該当する理由にチェックしてください。
- 5 「保育を必要とする理由」（6ページ参照）及び「希望する利用時間」（5ページ参照）は、該当する理由と時間にチェックしてください。
※保育標準時間は1か月の就労時間が両親とも120時間以上（休憩時間除く）が必要です。
※育児中、求職活動中については、保育短時間となります。

個人番号（マイナンバー）の記載について

保育園等の利用申込に個人番号の記載が必要となります。

【個人番号が必要となる書類】

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書（2・3号認定用）
- ・施設型給付費支給認定申請書（1号認定用）
- ・施設型給付費・地域型給付費等支給認定変更申請（届出）書兼支給認定証再交付申請書

【申請の際に必要な書類】

- ・申請者本人が申請書等を提出する場合
 - ①本人の番号確認書類（個人番号カード、番号付き住民票）
 - ②本人の写真付き身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
又は本人の写真なし身元確認書類（健康保険証、国民年金手帳など2点）
- ・代理人が申請書等を提出する場合
 - ③申請者の番号確認書類（①と同じ）
 - ④代理人の身元確認書類（②と同じ）
 - ⑤委任状（申込書裏面記入もしくは別紙様式）

就労事由の場合

就労証明書

記入例

大垣市長

宛

証明日 西暦 2025 年 10 月 20 日
事業所名 ●●株式会社
代表者名 代表取締役 ●● ●●
所在地 大垣市●●
電話番号 0584 — × × — × × × ×
担当者名 大垣 一郎
記載者連絡先 0584 — × × — × × × ×

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☒ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	オオガキ ナツコ
	本人氏名	大垣 夏子 生年月日 1987 年 8 月 8 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 9 月 30 日
4	本人就労先事業所	名称 喫茶○○ 住所 大垣市○○
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 月間 150 時間 分 (うち休憩時間 1200 分) 一ヶ月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 45 分 ~ 16 時 15 分 (うち休憩時間 60.00 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 9 月 22 日/月 165.00 時間/月 21 日/月 157.50 時間/月 19 日/月 142.50 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 大垣 太郎 2021 年 5 月 5 日 ○○○○園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書の記入方法

(就労証明書の様式は大垣市ホームページからもダウンロードできます。)

【基準日】

- 就労証明書は、入園予定月の1日（令和8年4月入園の場合は令和8年4月1日）を基準日として作成してください。

【記入（証明）者】

- 就労証明書は保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。
(派遣社員の場合は派遣元、出向している場合は内容証明できる事業所、内職の場合は委託元で証明してください。)
※必ずしも本社で証明する必要はありません。証明権限を有する方がご記入ください。
- 自営業（個人事業主等）の場合は、事業の代表者（代表者が保護者本人の場合は、本人）が記載し、7ページ記載の必要書類（確定申告書・開業届の写しなど）を添付してください。
- 「No.19 保護者記載欄」は、保護者ご自身でご記入ください。

【よくある質問】

- 産前産後休業・育児休業からの復帰により入園される方は、「No.8・産前・産後休業の取得」または「No.9・育児休業の取得」、及び「No.11 復職（予定）年月日」をご記入ください。
(4月入園を希望する復職予定の場合、「No.11 復職（予定）年月日」が、
「令和8年5月7日」までの年月日でないと入園不可。)
- ※「妊娠・出産」での認定を希望する場合は、状況証明（申出）書の提出が必要となります。
(就労証明書の提出は必要ありませんのでご注意ください。)
- 「No.3 雇用(予定)期間等」が「有期」の場合、「No.14（雇用契約の）満了後の更新の有無」に更新予定の有無をご記入ください。
- 「No.6 就労時間」において、父母等ともに1か月の就労時間が120時間以上（休憩時間除く）の場合、「保育標準時間」の認定が可能となります。
(「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無」に該当する場合は、この欄が対象の就労時間となります。)

【その他】

- 記載内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、正しく記入し直してください。
(消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具や、修正液・修正テープの使用は不可。)
- 代表者・記入担当者等の捺印は不要です。
- 虚偽の記載や偽造、変造（無断作成、改変）した場合は、給付認定及び利用を取り消すとともに、刑法第159条有印私文書偽造罪等の刑事責任を問われることがありますのでご注意ください。

★ その他詳細については、市ホームページの「**記載要領**」及び「**よくある質問と回答**」をご確認ください。

記 入 例

就労事由以外の場合

園 名	〇〇〇〇園	受付番号	—	児 童 名	〇〇 〇〇
氏 名	〇〇 〇〇 児童との続柄：父・母・祖父・祖母・その他				

状 況 証 明 (申 出) 書

該当する状況の欄にご記入ください。

☐は該当するところにチェックしてください。

出 産	☐ 出産(予定)日 令和 年 月 日 産前6週間前(※)から産後8週間後の入園になります。※多胎妊娠の場合、14週間前
障 が い	☐ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度 ☐ その他 ()
療 養	☐ 入院または常に寝ている必要がある ☒ その他 (週4日通院が必要) ※必ず医師の診断書が必要です。
親族の介護等	☐ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5程度 ☐ 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、要介護3程度 ☐ その他 () 〔介護(看護)が必要な方の氏名： 続柄： 同居・別居〕
災害復旧	☐ 被害状況：
就 学	☐ 就学先： 期 間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
求職活動	☐ 入園3か月目の20日までに、就労を証明する書類を提出しない場合、退園となることを承諾します。〔署名欄： 〕 〔求職活動状況： 〕

◎ 障がい(身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を除く)、療養、親族の介護等(要介護以上の認定を受けている場合を除く)の方は、下記の診断書が必要です。

診 断 書			
患 者 氏 名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
病 名	〇〇〇〇〇〇〇病 令和8年4月1日以降の状況		
加療見込期間	令和 7年 11月 1日 ～ 令和 8年 10月 31日		
加療の方法	1. 入院 2. 自宅療養で常に寝ていること 3. その他(週4日通院)		
児童保育の可否	1. 保育困難 2. やや保育困難 3. 保育に支障なし		
親族の介護・看護	1. 必要とする 2. 必要としない		
親族の介護・看護を必要とする場合の程度	1. 身の回りのことを、ほとんどできない 2. 身の回りのことを、自分ひとりでできない 3. 身の回りのことで、何らかの介助を必要とする		
上記のとおり診断します。----- 令和 年 月 日 住 所 医療機関名 医 師 氏 名 印			

状況証明（申出）書の記入方法

（状況証明（申出）書の様式は大垣市ホームページからもダウンロードできます。）

※該当する状況の欄に記入してください。

【出産】

- ・ 出産（予定）日を記入し、出産予定日のわかるもの（母子健康手帳の写しなど）を添付してください。
- ※ 出産が予定日より早まった場合、認定期間が短縮されることがあります。

【障がい・療養】

- ・ いずれかの欄にチェックの上、手帳（身体障害者手帳 1・2・3 級、療育手帳 A・B、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）または診断書を添付してください。
- ※ 認定期間は、手帳の有効期限または加療見込期間となります。
（必ず加療見込期間の始期及び終期をご記入ください。）
- ※ 診断書で、「児童保育の可否」が「3. 保育に支障なし」と診断された場合、入園できません。

【親族の介護等】

- ・ いずれかの欄にチェックの上、手帳（身体障害者手帳 1・2・3 級、療育手帳 A・B、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）・介護保険被保険者証（要介護 1～5）または診断書を添付してください。
- ※ 認定期間は、手帳・被保険者証の有効期限または加療見込期間となります。
（必ず加療見込期間の始期及び終期をご記入ください。）
- ※ 診断書で、「親族の介護・看護」が「2. 必要としない」と診断された場合、入園できません。

【災害復旧】

- ・ 被害状況を記入し、罹災証明書を添付してください。

【就学】

- ・ 就学先及び期間を記入し、在学証明書・学生証の写しなどを添付してください。
- ※ 認定期間は、在学期間となります。
- ※ 学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合が該当します。自動車学校・通信教育・自宅学習等は、該当しません。

【求職活動】

- ・ 署名欄・求職活動状況を記入してください。
- ※ 認定期間は、同一年度内で 3 か月のみ利用可能です。
（就労証明書等の提出の遅延による遡っての認定変更は認められません。）
例：5 月から就労を開始していたが、就労証明書を 6 月 20 日に提出した。
この場合、4～6 月の認定理由が求職活動となるため、同一年度内で再度、求職活動として認定することはできません。

★ 保育の必要事由に変更が生じた場合や状況の変更があった場合は、必ず保育課または各園に報告してください。必要な手続きをご案内いたします。

保育園等と幼稚園等の比較表

事 項		保 育 園 等 保育園/認定こども園（保育認定）/小規模保育事業所	幼 稚 園 等 幼稚園/認定こども園（教育認定）
機能・役割		保護者が、仕事などの理由により、昼間保育できない 小学校就学前までの乳幼児を対象に保育を行います （3歳～5歳児は幼稚園教育に準ずる）。	小学校就学前の幼児を対象に教育を行います。
対象年齢		生後2か月から小学校就学前 ※各園の対応年齢は次ページ一覧表（「対象児」欄）を ご覧ください。	3歳児～5歳児 満3歳から：私立認定こども園（教育認定） 3歳児から：公立幼稚園、 公立認定こども園（教育認定）
原則的な 保育時間等 〔予定〕		公立保育園・公立認定こども園（保育認定） 午前8時30分～午後4時30分 私立保育園・私立認定こども園（保育認定）・ 小規模保育事業所 次ページ一覧表（「通常保育時間」欄）を ご覧ください。 ※必要に応じて土曜日でも保育可能。（全保育園等）	公立幼稚園・公立認定こども園（教育認定） 午前9時～午後2時 （夏休み、冬休み、春休みがあります） 3歳児のみ入園後1週間は午前11時まで（給食なし）。その後4月末までは午後12時30分まで（給食あり）。 ※私立認定こども園は各園におたずねください。
特 別 保 育	延長保育	30分 150円（一部の園を除く）	保育時間後の預かり保育は行いません。
	休日保育	各園の在園児は、休日保育実施園（きど保育園）の 利用が可能。	
保育料等 令和7年度(参考)		<月額保育料> ・保護者の市町村民税の額に応じて決定 3歳未満児 0円～38,500円（給食費を含む） 3歳以上児 0円 <主食費> 3歳以上児 公立：580円 私立：各園で定められた金額 <副食費> 3歳以上児 公立：4,500円 私立：各園で定められた金額 ※保護者の市町村民税の額に応じて減免あり <その他の費用> 保護者会費、個人使用の保育用品代 など	<月額保育料> 3～5歳児 0円 <給食費（主食費＋副食費）> 3歳児 幼稚園 3,900円（4・8月除く） こども園 3,500円（8月除く） 4歳児 幼稚園 3,800円（8月除く） こども園 3,500円（8月除く） 5歳児 幼稚園 4,000円（8月除く） こども園 3,700円（8月除く） ※保護者の市町村民税の額に応じて 減免あり（副食費） <その他の費用> 保護者会費、教材費 など ※私立認定こども園は各園におたずねください。
通 園		・全園児通園区域指定なし ・保護者の送迎必要（私立保育園・私立認定こども園 は、一部通園バスあり）	・全園児通園区域指定なし ・保護者の送迎必要（私立認定こども園は、一部通園 バスあり）

令和8年度以降、上記項目について、一部内容が変更となる場合があります。

保育園一覧表

	園 名	所 在 地	電話番号	対 象 児	開所時間	通常保育時間
公 立	西保育園	南荻森町 665-3	78-3935	1歳以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	南保育園	南頼町 4 丁目 1	78-3934	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	安井保育園	大井 1 丁目 1-2	81-1406	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	すもと保育園	外濶 4 丁目 67	89-5550	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	時保育園	上石津町堂之上 823	45-3040	6か月以上	7:30~18:00	8:30~16:30
私 立	みそぎ保育園	北方町 1 丁目 1591	75-1904	2か月以上	7:15~19:15	8:30~16:30
	わかたけ保育園	西之川町 1 丁目 110	73-2530	2か月以上	7:15~19:15	8:30~16:30
	きど保育園	木戸町 440	73-8007	2か月以上	7:00~19:00	8:30~16:30
	みのり保育園	室本町 4 丁目 14	78-4827	2か月以上	7:00~19:00	8:30~16:30
	宝林保育園	貝曾根町 166	78-7638	2か月以上	7:15~19:15	8:30~16:30
	はだしっこ保育園	大池町 15-5	78-1851	2か月以上	7:15~19:15	8:30~16:30
	木の花保育園	開発町 5 丁目 658-1	84-7325	2か月以上	7:00~19:00	8:30~16:30
	一之瀬保育園	上石津町一之瀬 524-4	47-2607	2か月以上	7:00~19:00	8:00~16:00

認定こども園（保育認定）一覧表

	園 名	所 在 地	電話番号	対 象 児	開所時間	通常保育時間
公 立	丸の内こども園	丸の内 2 丁目 78	78-3034	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	ゆりかごこども園	南切石町 2 丁目 67	78-5300	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	北こども園	室村町 1 丁目 42-8	73-7112	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	日新こども園	入方 1 丁目 38	89-1721	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	綾里こども園	綾野 5 丁目 87	91-4440	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	三城こども園	東町 3 丁目 27-1	84-3553	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	荒崎こども園	長松町 771-1	91-7316	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	赤坂こども園	赤坂新町 1 丁目 49	71-1635	2か月以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	青墓こども園	青墓町 2 丁目 228	91-0262	1歳以上	7:00~18:30	8:30~16:30
	牧田こども園	上石津町牧田 2101	47-2604	6か月以上	7:30~18:00	8:30~16:30
	墨俣こども園	墨俣町上宿 483-1	62-5153	6か月以上	7:30~19:00	8:30~16:30
私 立	みつづかこども園	三塚町 411-1	78-5400	2か月以上	7:15~19:15	8:00~16:00
	ながさわこども園	長沢町 3 丁目 63	73-1579	2か月以上	7:15~19:15	8:00~16:00
	むつみこども園	荒尾町 1019	91-2813	2か月以上	7:15~19:15	8:15~16:15
	あおいこども園	中曾根町 685	92-1293	2か月以上	7:15~19:15	8:15~16:15
	大垣ひかり保育園	中川町 3 丁目 96	74-5996	2か月以上	7:15~19:15	8:15~16:15
	浅草ひかりにこにこ園	浅草 3 丁目 48	89-6279	2か月以上	7:15~19:15	8:15~16:15
	かみいしづこどもの森	上石津町下多良 694-2	45-2040	2か月以上	7:15~19:15	8:00~16:00

小規模保育事業所一覧表

	園 名	所 在 地	電話番号	対 象 児	開所時間	通常保育時間
私 立	わかたけ小規模保育園	西之川町 1 丁目 131-4	75-7755	2か月～ 2歳児	7:30~18:30	8:30~16:30
	はだしっこつくし保育園	大池町 14-3	47-6295		7:15~19:15	8:30~16:30

※早産のお子さんの入園（生後2～3か月）については、修正月齢で判断します。
 ※個別保育（指導）は、すもと保育園、ゆりかご・北・日新・三城・荒崎・赤坂・青墓・墨俣こども園の公立9園で実施しています。

保育園・認定こども園・幼稚園等 配置図



公立認定こども園	私立認定こども園	公立保育園	私立保育園
1 丸の内こども園 2 ゆりかごこども園 3 北こども園 4 日新こども園 5 綾里こども園 6 三城こども園 7 荒崎こども園 8 赤坂こども園 9 青墓こども園 10 牧田こども園 11 墨俣こども園	21 みづかこども園 22 ながさわこども園 23 大垣ひかり保育園 24 浅草ひかりにここ園 25 かみいしづこどもの森 26 むつみこども園 27 あおいこども園	1 西保育園 2 南保育園 3 安井保育園 4 すもと保育園 5 時保育園	21 みそぎ保育園 22 わかたけ保育園 23 きど保育園 24 みのり保育園 25 宝林保育園 26 はだしっこ保育園 27 木の花保育園 28 一之瀬保育園
公立幼稚園	私立幼稚園	私立小規模保育事業所	
▲ 安井幼稚園 ▲ 川並幼稚園	21 大垣幼稚園 22 まこと幼稚園 23 キートスガーデン幼稚園	29 わかたけ小規模保育事業所 30 はだしっこつくし保育園	

保育施設・幼稚園 情報等 大垣市HP QRコード 一覧



保育園等 一覧	
● 保育所及び認定こども園（保育園部）について情報提供（HP等）	

幼稚園等 一覧	
● 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）について情報提供（HP等）	

お知らせ・手続き	
● 新年度入園、選考に関するお知らせ等	

就労（状況）証明書について	
● 様式記載例、FAQ等	

途中入園・予約	
● 年度途中からの入園、予約（育休復帰）制度	

私立幼稚園等無償化	
● 私立幼稚園、認可外保育施設の無償化 ● 新1. 2. 3号認定制度	

一時保育	
● 一時保育に関する利用方法 実施園、料金	

病児保育	
● 病児保育施設に関する利用方法、料金	



【お問い合わせ先】
大垣市こども未来部保育課
（電話）0584-47-7096

子育て情報満載! 大垣市子育て支援 アプリ!



お手軽

ダウンロードで

アナタのスマホが
子育て情報の宝箱!



ダウンロードは
こちらから ➡



無料配信中!

〈お問い合わせ〉

キッズピアおおがき子育て支援センター ☎0584-47-7200

企画部情報企画課情報システムグループ ☎0584-47-8290



大垣市マスコットキャラクター
おがっさい

大垣市マスコットキャラクター
おあむちゃん

保育園等について、詳しくは、
保育課または各園までお尋ねください。

〒503-8601

大垣市丸の内2-29

大垣市役所 こども未来部 保育課

電話：0584-47-7096（直通）